平成３０年（フ）第１２７５号
大阪市東淀川区南江口１丁目３番66号　フジパレス瑞光Ⅱ番館　102号
債務者　笹尾　和代
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３７５号
大阪市東住吉区東田辺３丁目８番３号
債務者　眞田　嘉代
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３８１号
大阪府豊中市曽根東町２丁目２番11―205号
債務者　安藤　栄喜
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３９４号
大阪市鶴見区今津中５丁目４番19号　寺野ビル　301号
債務者　松村　　妙
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４４５号
大阪市天王寺区堂ケ芝２丁目13番13号　オネスト堂ケ芝１Ｃ
債務者　野口富美子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４５７号
大阪市北区天満橋３丁目３番25号　天満マンション１号館　301号室
債務者　西坂　哲伸
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５９３号
大阪府守口市西郷通３丁目８番３―304号
債務者　坪井　祐貴
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６１９号
大阪市西区本田４丁目４番18―803号
債務者　阪本志津夫
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６２４号
大阪府寝屋川市中神田町26番５号
債務者　北村　貢一
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６４０号
大阪市住之江区新北島４丁目２番３―915号、前住所大阪市住之江区新北島３丁目７番45―709号
債務者　西山みゆき
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６６８号
大阪市東淀川区東淡路２丁目４番５―704号
債務者　長家　孝司
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６７０号
大阪市東成区大今里南６丁目18番21号　タウンコート新深江　201号、前住所大阪市東成区中道２丁目９番34号　イーストコート森ノ宮　306号
債務者　眞田　眞悟
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６８１号
大阪市住之江区安立４丁目14番22号
債務者　山口　七美
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７号
兵庫県丹波市市島町喜多1020番地　市営住宅柊団地１―201号
債務者　久保田和彦
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成３０年（フ）第４３３号
福岡市東区香椎浜２丁目３番５―1114号
債務者　土橋　凡子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４４３号
福岡市城南区田島２丁目22番22―201号
債務者　淀川　寿希
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５０７号
福岡市南区大楠１丁目13番11―203号
債務者　高橋　愛子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部